

定 款

2021年6月現在

安田倉庫株式会社

安田倉庫株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、安田倉庫株式会社と称し、英文を用いるときは Yasuda Logistics Corporationと称する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉 庫 業
2. 陸上・海上・航空の運送事業並びにその利用運送事業
3. 通関業及び港湾運送事業
4. 物流機器等の販売及び賃貸業並びに物流情報システムの開発、販売及び運営管理業
5. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業
6. 建築工事の請負並びに設計及び監理業
7. 損害保険代理業
8. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造業及びその販売業並びに医療機器修理業
9. 子会社の経営管理
10. 前各号に関連する事業
11. その他適法な一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公 告 方 法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1億1,850万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (株主総会決議事項)

- 株主総会は、その決議によって当会社株式の大量買付行為に関する対応策の導入（対応策の範囲を拡大する変更も含む）又は継続をすることができる。
2. 前項における対応策の廃止（対応策の範囲を縮小する変更も含む）は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。
 3. 第1項における対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせざりに株式の発行、自己株式の処分若しくは株式無償割当て又は新株予約権の発行若しくは新株予約権無償割当てを行うことにより当会社株式の大量買付の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による大量買付が開始される前に導入されるものをいう。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員 数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条 (員 数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第34条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第35条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条 (社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第37条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第40条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第42条 (中間配当)

当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上